

令和3年度保健事業計画（案）

健診目標数

表1 健診目標数

	対象者	R3目標	R3目標実施率	R2目標	R3目標-R2目標	R2実績見込み
生活習慣病予防健診 (40-74歳)	106,454	78,600	73.8%	76,000	2,600	75,500
事業者健診	106,454	4,900	4.6%	4,400	500	4,400
特定健診	29,956	14,700	49.1%	13,700	1,000	8,700
加入者計	136,410	98,200	72.0%	94,100	4,100	88,600

令和3年度目標：98,200件
72.0%

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、市町村の集団健診が制限されるなど特に被扶養者の特定保健指導が大きな影響を受けたが、年度末に向けて徐々に回復している。

令和3年度の状況は不透明だが、実施率の目標値72.0%とし、表1の実施件数を目標とした。

特定保健指導目標数（被保険者）

表2 特定保健指導目標数（被保険者）

	対象者	R3目標	R3目標実施率	R2目標	R3目標-R2目標	R2実績見込み
被保険者初回（協会）	16,867	3,800	22.5%	3,780	20	2,400
被保険者評価（協会）	16,867	2,560	15.2%	2,460	100	1,500
被保険者初回（外部委託）	16,867	2,380	14.1%	1,560	820	1,000
被保険者評価（外部委託）	16,867	1,820	10.8%	1,000	820	750
被保険者初回（計）	16,867	6,180	36.6%	5,340	840	3,400
被保険者評価（計）	16,867	4,380	26.0%	3,460	920	2,250

令和3年度目標：4,380件
26.0%

令和3年度被保険者の実施目標のうち、協会保健師等が実施する初回面接は3,800件、評価数は2,560件とした。外部委託では、初回面談2,380件、評価1,820件とし、被保険者の評価数目標は令和2年度目標数より920件増を目指す。

特定保健指導目標数（被扶養者）

表3 特定保健指導目標数（被扶養者）

	対象者	R3目標	R3目標実施率	R2目標	R3目標-R2目標	R2実績見込み
被扶養者初回（協会）	1,264	120	9.5%	120	0	120
被扶養者評価（協会）	1,264	97	7.7%	90	7	80
被扶養者初回（外部委託）	1,264	50	4.0%	20	30	30
被扶養者評価（外部委託）	1,264	47	3.7%	15	32	25
被扶養者初回（計）	1,264	170	13.4%	140	30	150
被扶養者評価（計）	1,264	144	11.4%	105	39	105

令和3年度目標：144件
11.4%

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市町村の集団健診時の当日指導・結果説明会時の初面談が困難となっているが、まちかど健診等で当日指導が実施できており、また外部委託機関における実施件数も徐々に増えてきている。

令和3年度は、外部委託での実施件数増のための働きかけを行う。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

(1)第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I ・ II ・ III >

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組み」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。
- 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組みの実効性を高める。
- データヘルスの上位目標については、「対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する」とする。

i) 特定健康診査受診率・事業者健診データ取得率の向上

○健診の受診率向上のための取組み

- ・「健診・保健指導カルテ」等の活用により、受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態、地域等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

<生活習慣病予防健診>

- ・市町村や商工会等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- ・新規加入の事業所、任意継続被保険者に対し、速やかに対象者を印字した健診対象者一覧表等を送付し、受診を促す。
- ・各健診機関の健診実施者数に係る目標値を設定し、インセンティブを活用して目標達成を促す。
- ・コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌配布等を利用し、受診勧奨を行う。

<事業者健診データ>

- 事業者健診データ取得促進のために、事業主に対し、山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配布を行う。
- 同意書を取得している事業所分について、データの提出期限を設定し、インセンティブを活用することにより、早期かつ確実なデータ取得を図る。
- 同意書未取得の事業所について、健診機関が同意書に代わる委任状の取得勧奨を行うことにより、事業者健診データ取得率の向上を図る。また、対象人数別の区分けを行い、優先順位を付けたうえで訪問や文書による提出勧奨を行う。

<特定健康診査（被扶養者）>

- オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。
- 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、健診の受診勧奨を行う。
- 受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施すること等新たな提案を市町村に対して行う。
- 新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し、受診を促す。

○健診（被保険者（40歳以上）受診対象者数：106,454人）

■KPI

①生活習慣病予防健診 受診率73.8%以上とする
（受診見込者数：78,600人）

②事業者健診データ 取得率4.6%以上とする
（取得見込者数：4,900人）

○健診（被扶養者受診対象者数：29,956人）

■KPI

・特定健康診査 受診率49.1%以上とする
（受診見込者数：14,700人）

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 特定保健指導実施率向上への取組み

- 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関に働きかける。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せてナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。
- 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法（健診当日指導等）を実施する。

〈被保険者〉

- 特定保健指導未実施者に向けて、健診結果データを分析した「個別アドバイスシート」を同封した保健指導勧奨を行う。
- コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を行う。
- 運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。
- 対象者が70人以上いる事業所で、特定保健指導の利用がない事業所を訪問等により勧奨し、利用を促す。

〈被扶養者〉

- 市町村や健診機関と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日指導を実施する。
- 健診機関と連携し、商業施設等を利用した健診実施日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。
- 市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した効果的な特定保健指導の手法等について検討する。

○特定保健指導対象者減への取組み

- 令和元年度に実施した複数年の特定健康診査結果に基づく生活改善勧奨の効果検証を基に今年度以降の事業を検討し、保健指導対象者の削減を図る。
- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。
- 評価終了者及び支援中断者へアンケートを実施し、その結果に基づき、より効果的な指導方法を検討する。

■KPI：特定保健指導の実施率を25.0%以上とする

（実施見込者数： 4,524人 実施対象者数： 18,131人）

○被保険者（受診対象者数：16,867人）

・特定保健指導 実施率26.0%とする（実施見込者数：4,380人）

（内訳）協会実施分 15.2%（実施見込者数：2,560人）

外部委託分 10.8%（実施見込者数：1,820人）

○被扶養者（受診対象者数：1,264人）

・特定保健指導 実施率11.4%とする（実施見込者数：144人）

（内訳）協会実施分 7.7%（実施見込者数：97人）

外部委託分 3.7%（実施見込者数：47人）

iii)重症化予防対策の推進

- 外部委託を利用することにより、未治療者に対する受診勧奨をこれまでの二次勧奨のみではなく、一次勧奨者にも再度働きかけを行う等して、確実に実施する。
- 他の団体と連携し、加入者に対する糖尿病重症化予防についても周知広報を検討する。

○未治療者に対する受診勧奨における勧奨予定人数 4,300人

(内訳)

文書勧奨：4,300人（本部が実施した一次勧奨実施者のうち、
保健指導実施者、不達者以外）

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定実施人数 7人

- 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。

iv) コラボヘルスの推進

① 健康宣言事業所数の拡大

- 健康保険委員委嘱事業所を中心に、文書や電話による勧奨を行う。
- 山梨県の健康経営認定制度（やまなし健康経営優良企業認定事業）と連携して広報やセミナーを行う。
- 健康経営を支援・推進する団体との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。

② 健康宣言事業所に対するフォローアップ

- 健康情報誌や事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等を配布することを含め、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくりの推進をサポートする。
- **（令和3年度新規）** 外部委託によるオンラインの健康づくり講座の実施。年間22講座の予定。

■ KPI：健康宣言事業所数を450事業所以上とする。

v)その他の保健事業

①生活習慣予防に向けた啓発（データヘルス計画の取組み）

- 糖尿病予防をベースに生活習慣の改善・行動変容を促すことを目的に、事業所へリーフレット等を配布し、周知を依頼する。（H31年度：糖尿病全体、R1年度：歯、R2年度：食生活）

②健康づくり事業（関係団体との連携）

- 社会保険委員と連携し、ウォーキング、グラウンドゴルフ等を開催する。
- 協定を締結している関係団体と連携したイベント時のブース出展等を実施する。
- 保険者協議会の事業への参画。

③事業所を通じた加入者への健康支援事業

- 事業所のできる体操やストレッチ等の指導と健康講話をセットしたイベントを開催し、事業所へのフィードバック、活性化に役立てていただく。